

酒類
酒母
もろみ

亡失届出書
腐敗

受理印

		整理番号	※
令和 年 月 日	届出者 税務署長 殿	(住所) 〒 -	(電話) 局番
(フリガナ) (氏名又は名称及び代表者氏名)			
個人番号又は 法人番号		↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	

酒税法施行令第56条の2第2項の規定により下記のとおり届出します。

記

亡失(腐敗)の日時	令和 年 月 日 午 時 分		
亡失(腐敗)の場所			
亡失(腐敗)の原因			
亡失(腐敗) の酒類 (酒母、 もろみ)	品目別		
	アルコール分	エキス分	度
	その他の区分		
	容器区分	容器番号又は容器個数	
	数量		ml
亡失(腐敗)後の管理及び 今後の処理見込み			
亡失(腐敗)の状況			

※ 税務署処理欄	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他()	入力年月日	担当者
		<input type="checkbox"/> 濟 <input type="checkbox"/> 未済		: : : : : : : : :	

酒類・酒母・もろみ 亡失・腐敗 届出書（CC1-5613）の記載要領

- 1 この申告書は、製造場内において酒類、酒母又はもろみを亡失又は腐敗（酒類が腐敗以外の事由により飲用に供し難くなった場合を含む。）した場合に、直ちに提出してください。ただし、酒類を亡失した場合の届出は、1回の亡失数量が100リットル（ビール又は発泡酒については400リットル）未満で、かつ、この亡失の原因等を帳簿に明瞭に記載している場合は、1か月の範囲内において一括届出しても差し支えありません。
- 2 製造から移出までの工程中における通常の欠減（貯蔵、移動、ろ過、詰口等）と認められるものについては、この届出書を提出する必要はありません。
- 3 「亡失（腐敗）の酒類（酒母、もろみ）」の「品目別」欄には、酒税法第3条《その他の用語の定義》に規定する品目の区分のほかウイスキー原酒及びブランデー原酒についてはその旨を記載してください。
- 4 「亡失（腐敗）の酒類（酒母、もろみ）」の「エキス分」欄には、砂糖等を加えた焼酎、スピリッツ及びリキュールについてのみ記載してください。
- 5 「亡失（腐敗）の酒類（酒母、もろみ）」の「その他の区分」欄には、次の事項を記載してください。
 - (1) 酒税法第3条第3号への規定に該当するものについては、発泡性を有する旨
 - (2) リキュールのうち、合成清酒の原料とするもので米（米を原料として製造した物品を含む。）を原料としたものについては、その旨
 - (3) 発泡酒については、酒税法第23条第2項第1号、第2号及びそれ以外の別
 - (4) 雜酒のうち、その性状がみりんに類似するものについては、その旨
- 6 アルコール分及びエキス分は、度数未満第2位以下の端数を切り捨てて第1位まで記載してください。
- 7 不要な文字は抹消してください。
- 8 ※印欄は記載しないでください。
- 9 届出書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。